

して談ずる所あつたが、其後如何になりしやを聞かず、唯市民間には放送局設置を希望しているのみである。

熊本中央放送局設置以来(昭和三年度)佐賀市のラジオ聴取者は左の如く増加して、年々其の發展を示している、

	現社聴取者	増加数		現在聴取者	増加数
昭和三年度	二三八	:	昭和四年度	二七八	四〇
同 五年度	四〇三		同 六年度	五三三	一三〇
同 七年度	八八六		同 八年度	一、一七六	二九〇
同 九年度	一、四三六		同 一〇年度	一、八四〇	四〇三
同 一一年度	二、三〇〇		同 一二年度	二、九二九	六二九
同 一三年度	三、四四三				

## 第十三編 水道

佐賀市の水道に就ては、別に「佐賀市水道誌」ありて、詳細を悉くしあれば之を同誌に譲り、茲には其の大意と、同誌に掲載漏れの事などを補記収録する事とする。

### 第一章 水道 計畫

#### 第一節 佐賀市の飲料水

#### 佐賀市の飲料水

佐賀市の飲料水は、多布施川の水流に依れるもので、元和年間成富兵庫茂安、佐賀郡春日村宇尼寺に巨大

なる石開(石井)を築き、其の上流に象の鼻、天狗の鼻などの奇巧を設け、川上川の水流を迂回旋轉せしめて開門に注ぎ、多布施川に落して之を城下の佐賀市内に流し、此の巧妙なる治水施設に因り、市内には常に清流縦横に廻り、溝渠相通じて濼洄らざる所なく、シカモ大旱涸れず、淫霖溢れず、其水清潔にして佐賀市民は、平生之を飲料水に用い、爾来其の恵沢に浴すること久しきものであつた。

其筋に於ても市内の河川を飲料水線として取締り、若し此の河川に汚物を投棄するものあれば、飲料水線取締規則に依て処罰せらるゝのである、又年々春季に「川干かはひ」と称し一定の期間を定めて河川の浚渫を為し來つたが、明治の末葉頃より浚渫充分ならざるものありてかまた往時の清流を保ち難きものあり、且つ屢々傳染性疾患に冒かさるゝ傾向さへあり、有志の間には市に上水道布設の計画を叫ぶものあるに至つた。

## 第二節 水道計画

### 最初の水道設計

佐賀市に於て最初、水道計画を為したるは、明治二十四年市長石丸源作時代にして、当時の助役石丸勝一その衝に當り、内務省に調査方を申請し、内務省は特に技師を派出して、水道設計を為さしめたが、市民は過去數百年來傳統的に、河水飲用の風習を承けて、未だ水道布設を要求する者なく、其の敷設々計の如きも、川上川の清流を水源とする小規模のものにして、布設費の見積りも極めて僅少の額に止まりたるも、當時市の情勢では尙ほ之が負擔に堪へぬであろうとの理由に依り、理事者も之を断念して遂に具体的成案を見るに至らなかつた。

飲料水線の取締りと川干

## 第二次の水道計画

年々春季に於ける川干は、今に実行せられつゝあるも、浚渫は昔日の如くならず、時に汚物の沈澱を見、河水漸く濁潤して汚穢を免かれざる傾向あるに及び、市民有志の間には寄り々上水道計画を口にする者あり、明治四十一年、二年の交、市長石丸勝一時代に於て、愈々水道布設の機運を醸成し、佐世保鎮守府の海軍技師にして斯界の權威者たる工学博士吉村長策に囑託して、水源地の調査を請ふた、吉村博士が当時の計畫は河川式水源とし、配水所を川上川の上流、現在東邦電力会社の第一発電所及び第二発電所の中間、当時の波佐見<sup>はさみ</sup>金鉱水電発電所口の下方より、引用する計画であつた。

次で明治四十二年七月及び十一月の兩度水量調査をも行ひ、いよいよ設計に着手せんとするに方り、石丸市長辭職の爲め、水道事業も一時頓折し中止の已むなきに至つた。

然るに其後、伝染病大に流行し、病源飲料水に起因するものと爲し、斯くては市の繁榮にも影響するところ尠少なからずとて、水道布設の要望擡題し当時の市長長谷川良之は、明治四十三年度末の市会に、水道布設調査費一千五百円を提案して其協賛を得たが、時恰も年度末に当り調査に着手し難く、只調査準備を整へたるのみで、調査は翌四十四年度に繰越し着手することゝした。

### 第三節 水源調査

明治四十四年度に入り、前年の水道調査に着手し、助役嘉村彦四郎其任に当り、佐世保鎮守府技師吉村工学博士設計の川上川を水源とする、河川式水道に就て調査研究したが、工費約八十八万円を要し、之に市債

河川式水源調査

水道布設調査費  
決定

水道計画

利子など加算すれば、優に毫百万円に上る大事業となり、尤も国庫補助や県費補助の恩典には浴し得べきも、斯かる負擔は当時の市財政情態に於て、果して応し得べきやを考慮せられ、更に軌近欧米諸国に行はるゝ、地下水式の水道に就き研究調査する事とした。

然るに当時我国には、水地質学の専門研究家に乏しく、纔かに当地に於て得たる泰西の翻譯書を参考とし、一方市内各戸の井水検査より得たる成績を対照するなど、頗ぶる苦心慘澹たるものありて、遂に兩者の得失を研究して地下水採用に決心し、之を佐世保の吉村博士に諮りたるに「善良なる地下水さへ得れば、經費も低廉にして市の為に甚だ有利である」と語つたので、地下水式水源に抱るの方針を以て益々調査を進め、本県知事不破彦麿の斡旋に依り、明治四十五年二月二十六日、斯道に造詣深き神戸市の水道技師長工学博士佐野藤次郎に調査を囑託した。

佐野博士は同年(明治四十五年)三月九日来佐し多布施川、川上川、嘉瀬川等に就て水源を調査し、又市内の井水検査を行ひ、精密なる研究の結果、地下水を水源とする鑿井式採用を可としたれば、愈々鑿式水源に方針を確定し、同年四月二十二日別所史郎を専任技手に招聘し、佐野博士監督の下に之が設計に当らしむることゝなつた。

かくて明治四十五年七月、野口能毅市長に就任するや、水道事業の計画を踏襲し、同八月佐野博士又来佐して、市内高木町、旧城内、佐賀商業学校、中ノ小路古賀製次郎宅その他の、百間掘抜き井戸に就て、流出水量等を試験したる結果、一晝夜の水量二百八十五立方尺乃至一千五百七十七立方尺なるを知り、更に学理的調査に依り、安全確實なることを認め、設計成りたるを以て、九月三十日別所技手の囑託を解き、十月十八日

野口市長は該水道布設案を市会に提案することゝなつた。

#### 第四節 水道布設認可申請

佐賀市の水道設計は、工学博士佐野藤次郎の設計に成り鑿井式を採用し、深さ百間の地下より唧筒を用いて揚水し、「キャンデー」式濾過機を通じて水塔に汲み揚げ、之を市内に配水する設計にして、布設費に多大の経費を節約し得べく、水質も亦良好なるを確めたれば、市当局は万難を排して其の實現を期すべく思惟し大正元年十月十八日野口市長は、該設計案及び国庫補助、県費補助申請の件を市会に提案し、同二十一日満場一致を以て之を可決したれば、同二十四日左の如く添属書類を添へ、水道布設認可稟請書を内務大臣原敬へ提出した。

市乾一 第一三二号

水道布設認可稟請書

本市水道布設ノ急務ナルハ今更嗽々ヲ要セサル次第ニ有之本年三月以來調査設計中ノ處今般終了候ニ付別紙目論書ノ通り布設致シ度候間添屬ノ諸事項御詮議ノ上御認可相成度市會ノ決議ヲ經此段稟請候也

大正元年十月二十四日

佐賀市長 野口 龍毅

内務大臣 原 敬殿

佐賀縣佐賀市水道布設認可稟請書添屬

第一 目論見書

第二 設計書

第三 圖面

第四 工事費豫算書

第五 給水料收入調査

第六 經常費歳出豫算

第七 嘉瀬川水源案

而して右添屬書中第四の工事予算書は、水道工事の總予算五十万円を見積り、第五の給水料収入調査には、大正四年度より起算して年々給水戸数の増加を加算し、同十四年度は設計の極度に達するを以て、以後の増加は計算せずとして之に止め、専用、共用、計量の各給水料合計にて、大正四年度は一万五千元、同十年度は二万六千二百二十円、同十四年度は二万七千七百八十円を見積り、第六の歳出經常部予算は六千五百円を計上してある、その詳細は水道誌に譲る。

右水道布設認可を稟請すると共に、野口市長は其の資金調達に奔走したが、主務省では鑿井式水道は、我々国における最初の施設なれば頗ぶる慎重の態度を取り居れるもの、如く、翌二年度を過ぐるも認可の指令に接せず、其間市民の一部には水道反對論も勃発して、不認可の陳情さへ為すに至りたるが、市当局は熱誠に初志の貫徹に努め、不破本県知事も終始駘旋の勞を執り、大正三年三月十八日漸く認可を得る事となつた。

内 務 省

佐賀県 佐賀市

大正元年十月二十四日市乾一第一三二号申請水道布設ノ件認可ス

大正三年三月十八日

内務大臣 原 敬

## 第二章 水道反對論

### 第一節 反對の第一聲

## 国庫補助時期遅れ

### 坂田議員の反対

水道布設は市会に於て、満場一致を以て可決し、果費補助も大正元年十二月の県会に於て満場一致の賛同を得たが、国庫補助は稟請の時期を経過して、大正二年度に於て其恩恵に浴すること不可能となり、先づ差当り起債に俟つ外なしとし、大正元年十二月二十八日の市会に金二十万円起債の案を提出した、此時議員坂田儀一郎は「国庫補助を確實に得らるべきを信じて曩きには水道布設に賛成せるも、起債によりて事業を企画せんとする本案には反対である」とて反対意見を述べたが、他に同意者なかりしを以て問題とならず、結局市会は議員百田郡一の「起債金額二拾万円とあるを、二十五万円以内とし、又償還期間その他の件は理事者に一任す」との修正意見を、大多数を以て通過確定した。

### 資金借入運動

次で野口市長は、上京中の不破本県知事の招電により、翌大正二年一月十三日上京、低利資金借入の爲め奔走せるも意の如くならず、遂に其目的を達せずして空しく帰任した、其の後、市会議員協議会の結果、市長及び下村市会議長相携へて同年(大正二年)五月廿六日上京し内務、大蔵両当局に屢々会見して低資借入を交渉する所あり、一方また在京先輩の意見をも叩きなどしたが、最も好都合なりしは内務省地方局長小橋一太の斡旋を得たる事で、同局長は曩に衛生局長時代、佐賀市に行政視察の爲め三週間餘り滞在し、親しく市の衛生状態を見て水道布設の急務なることを、当局者に熱心勧告する所あり、済生会大正二年度の資金中より二十万円(年利六厘)借入るゝ事を斡旋し、尙ほ低資の方も政府の都合にて出来得る限り、同局長の盡力を乞ふこととして市長等は六月十七日一応帰任した。

## 第二節 水道延期論

水道反對論起る

大正元年十二月の市会に於ける、坂田議員が水道反対の第一声には、その当時別に賛成者もなかつたが、翌二年に入りて市民の間に水道反対論を唱ふる者漸く多く、野口市長及び下村市会議長が東京より帰佐した頃は、反対論の勢力を漸次拡大しつゝあつた。

されど水道布設費は、市会の協賛を経て起債の事に決し居れば、野口市長は大正二年七月五日の市会に

第二十五号議案 佐賀市水道公債条例制定の件

第二十六号議案 公債償還年次表

市会色めく

の両案を提出した、此日水道反対の示威的傍聴者も多く、午前八時頃から続々市会議場に押寄せ来り、其の數三百餘名と目せられ、傍聴席は狹隘にして到底全部を收容し能はざるを以て、其内六十名を限り入場傍聴せしむることとなつた、佐賀警察署に於ても又万一を慮かり正私服の巡査を召集して、之が警戒に努むるなど、物々しき有様であつた。

市会は流会

市会は午前十一時に至り開会したが、着席議員十三名にして半数に充たず、下村議長は己むなく流会を宣した、此間五分間にして呆氣あつげなく散会した。

翌六日再開

七月五日の市会は流会となつたので、翌六日午前九時より再会して右二案の審議にかゝつた、当日は傍聴人も前日の如くならず、僅かに五十余名に過ぎずして、取締の警官も張合抜けの観があつた、斯くて定刻に至

## 吉村議員の延期論

り振鈴と共に着席するや、其の頭数拾九名、下村議長は前記両案を一括して審議に附した、議員古川貞吉、同古賀小一より原案賛成、即時採決論あり、議員吉村吉郎は「本案は極めて重大にして、殊に近頃は市民反対の聲もあり、且つその所要経費についても、尙ほ大に考究を重ぬべきものあり、輕々に決議すべきものにあらざと思ふ本員も当初は賛成せるも、市民の反論といひ、金融状態といひ、尙ほ熟慮すべき点あれば、大正六年まで延期されん事を希望す」と述べ、坂田儀一郎之に賛成し、採決の結果

## 賛否の両議員

### 延期説 賛成

吉村 吉郎 安住 藤太 石橋徳太郎 坂田儀一郎 徳久清一郎  
 榎田 頼一 木下亀次郎 牟田文吉郎

### 原案 賛成

古川 貞吉 古賀 小一 高島 九郎 古賀製次郎 新ヶ江助次郎  
 渡瀬喜三郎 百田 郡一 蒲原 大助 吉田光次郎 若林 嘉逸

## 原案成立

議長は採決の數に加はらず、延期説賛成八名、原案賛成者十名にして二名の差を以て原案成立するに至つた、曩に満場一致を以て、水道布設を可決したる市会に於て、期年ならずして延期論を生じ、僅に二名を以て敗る、蓋し当時市民間に勃興せる反対論の如何に旺盛なりしかを窺ひ知るに足るであらう。

## 第三節 反対運動者の陳情

水道問題に対する市民の反対運動は、益々旺んとなり市の西部より漸次東部に及び、水道布設反対同志会を組織し、委員を挙げ、事務所を設けて市民各戸に就き、反対同意の捺印を求め、一方水道賛成者側に於て

## 水道賛否の運動

## 水道反対論

水道問題と区長  
会

も、亦これと対峙して譲らず、互に宣伝ビラ等を配付して輿論喚起に努めていた。

全市の区長は同年(大正三年)六月三十日、水ヶ江町宗龍寺に会して協議会を開き、賛否両派の議論ありしが、結局これまた区内各戸について意嚮を徴することに決して散会した、越て七月四日野口市長は区長会を召集し、有志の参会をも求め、水道布設に関する市当局の方針並に態度を闡明すると共に、意見の交換を為したが、区長中にも反対意見を有するものありて円満な決定を見る能はずして散会し、反対論は益々市民の間に熾烈なるに至つた。

反対者の市長訪  
問

丁度この日、反対論者三十七、八名、野口市長を市役所に訪問したれば、市長は嘉村助役と共に、市会議場において午後二時三十分より会見したが、反対者は水道布設に絶対反対の旨を述べ、明五日の市会招集を撤回して、区長会の輿論を決したる後、市会を開かれんことを陳情した、市長は断平として其の要求を斥けたれば、一同は退いて与賀神社に集合して、明五日の市会には必ず多数傍聴すべき事を申合ひ散会せるが、其筋では同夜は勿論、各般に亘りて大に警戒の眼を光らせていた。

そして翌五日の市会傍聴に押蒐けたが、傍聴席狹隘の爲め六十名を限り、入場せしめたるも市会は遂に流会となり、翌六日再開して水道延期説ば、二名の差を以て敗れたる事前節の通りである、越て同月十六日水道反対常設委員拾名、及び反対各町より選出せる反対委員六十餘名は、打連れて午前九時より県庁に不破知事を訪問した、県庁では樓上の食堂において、佐藤内務部長、大島警察部長、松村理事官、菊池土木課長、馬渡庶務課長、熊野御堂佐賀警察署長等、立会して知事会見したが、反対者は反対意見並びに市長との会見顛末、及び今後の行動等に就て縷述し、知事は聴き終りて、水道布設の急務なる所以を詳述し、水道布設は即ち、市

反対者の知事訪  
問

を繁盛に導く導火線なれば、其負擔額等について自分としても充分考究すべきを以て、諸君もこの際いまい一度熟考せられたしと、諄々として諭し、午後二時引取らしめた。

#### 第四節 水道反対市民大會

水道布設反対者は大正二年七月二十一日午後七時より、水道反対市民大會を、新馬場新榮座に於て開會した、佐賀警察署は管内の巡查を非常召集して、場の内外を嚴重に警戒して物々しき光景を呈した、恁て民衆は午後六時頃より犇々と詰めかけ、同八時頃には満員の盛況であつた、定刻に遅ること約一時間にして開會の辭に次ぎ、左の演題下に入替り立替り弁士登壇して万丈の気焰を吐いた。

決議文に就て

当局の責任

所感

市民に訴ふ

所感

無題

水道問題に奮起したる理由

問題の経過

此外にも氏名不詳の登壇者二、三あり、其の所説は孰れも水道の延期及び市長並びに養成議員の不信任論にして、最後に左の決議文を朗読し、同十時散會した。

北島	喜三	次
古川	重雄	
松本	秋三	
荒木	忠勝	
森永	榮吉	
永淵	正叙	
松本	哲次	
松尾	政太郎	

反對決議

決議文

一、佐賀市長の設計にかゝる鑿井式水道計畫は

第一 水質の点に於て

第二 經費の点に於て

絶対に反對すべきものと認め之を排斥せんことを期す

一、市長及び水道布設賛成議員は市民の輿論を無視し、害毒を將來に貽すべきものと認め依て其の辭職を勸告すること  
右の手段方法は既設水道布設反對委員に一任すること

右決議す

市民大会

第二回市民大会の計画

治安警察法にかゝる

越て八月三日(大正二年)反對者側は、第二回の市民大会を与賀町喜楽座に開催せんとし、其前日午後七時より、招魂社(今の護国神社)境内に集り種々打合はす所あり、更に其の内の約十五名は各自白張り提灯を携へて自転車に乗り、又三名は人力車を連れ、各町を練歩き

市長野口能殺及び賛成議員は、首が胸に着いている間は、必ず水道布設を斷行する云つてゐる。然るに佐賀市全戸數五千六百中、市の現状に鑑み水道布設の不可を知り、反對名簿に調印せるもの四千餘戸に及び、尙ほ續々調印中なり。市當局者何の爲めに民意に反してまで水道を布設せんとするか云々

と記載せる印刷物を配付したるが、同夜十二時頃、彼等は治安警察法第十四条に觸るゝものとして、其發起者とも見るべき、六名のものを其筋で檢挙した。

第五節 反對論終熄

水道反對の松尾政太郎外一名の委員は、同年(大正二年)十月上京して内務、大蔵兩省に、水道布設の不認可を請

反對者の水道不認可請願

## 税金不納の通告

願するところあり、又日本鑿泉合資社を訪ふて、同社が掘鑿中の東京高田の馬場の鑿井をも視察して帰り、その報告演説会を聞くなど、反対運動に一層拍車を加へて反対の声は全市を蔽ふの響を呈した。

此間反対委員は、屢々市長を訪問し市民多数の調印を口実として詰問を試み、野口市長は「市会の決議に基き所期の事業を遂行するは、寧ろ市長の責任にして市の為に忠実なる所以である」として、断平として目的貫徹に邁進する意気を示した。

既にして反対運動は愈々猛烈となり、大正三年一月十九日附にて、松尾政太郎外五十二名より「水道費の賦課には應ずることを得ず」として、税金不納の通告まで市長宛に發したが、此の通告者中には区長、及び代理者、市會議員等も加はりたるを以て、市長は市參事会にも報告し、又右加盟者を召致して取調べたるに、多くは水道反対に事寄せ加印を促され、其の情を知らずして漫然捺印せしに過ぎずとて、之が取消しを申出たるを以て、其の不心得を論して之を不問に附する事とした。

## 反対論終熄 水道布設認可指 令

斯くて市当局は、反対論の熾烈を加ふる間に、慎重なる態度を保持して市民負擔の問題にも考慮を盡し、鑿井水道に關する学理、及び實際上の調査を累ねて確信を強ふし、施設の万全を期すると共に、大正三年一、二月の交、野口市長、嘉村助役相並いで上京し、内務、大藏兩省に水道問題の實情を具申し、早く認可の指令を受くべく稟請したが、同年(大正三年)三月十八日を以て愈々水道布設認可及び起債、並に水道公債条例更正許可の指令に接する事となつた。

是に於て野口市長は、同月三十一日の市会に「大正三年度佐賀市特別会計水道事業費歳入歳出豫算案」を提出した、此時は反対議員も既に寂然として融和しいたるを以て、満場一致の協賛を与へ、同四月二十一日

の市会に、水道布設委員規程制定の件を提案し、これ亦満場一致で異議なく可決した、斯くて市民の間に一時沸騰したる反対運動も、漸く下火となりて終熄し、水道事業は愈々着手の運びとなるに至つた。

### 第三章 事業着手

#### 第一節 工事請負

水道布設は大正三年三月十八日認可せられたので、助役嘉村彦四郎を水道事務所長に任じ、小島春次郎を水道技師に任じて諸般の準備を整へ、又同年(大正三年)四月二十一日の市会にて「本市水道布設委員規程の件」を可決したれば、六月一日の市会で、該委員を選挙し左の如く当選を見た。

蒲原 大助	森 徳 太	楠田 頼一	木下亀次郎	安住 藤太
坂田儀一郎	新ヶ江助次郎	百田 郡一	渡瀬喜三郎	古賀製次郎

#### 工事請負

右の委員は六月三日第一回委員会を開き、水道委員会細則を制定し、第三水源地の位置に関する件、鑿井工事請負の件、その他を審議し、爾来屢々例会、並に臨時会を開き關係事項に付調査審議を行ひ事業の進行を図つた、而して鑿井水道工事に關しては、大正三年六月三日の委員会では森川組に請負はしむる事に決定したるも、其後研究の結果、日本鑿泉合資会社より見積書を徴し、再三交渉を遂げ七月二十三日、委員一同打連れて福岡県雜餉隈に於ける同会社鑿井工事の実況をも視察し、八月四日同社大塚營業部長を招き、古賀製次郎、新ヶ江助次郎、木下龜次郎、百田郡一を交渉委員として折衝する所あり、遂に委員会希望通り、交渉纏

まり、金額五万七千円(但し水源地三ヶ所鑿井工事請負金、此契約保証金五千七百円也)で大正三年八月九日、東京麹町区有楽町一丁目一番地、日本鑿泉合資会社代表社員松本隆治と当市長野口能毅との間に工事請負契約を締結するに至つた。

## 第二節 水源地選定

水源地に就ては市内の配水区域を三区に分ち、東部、中央部、西部として、それ〳〵水源地を設置する事とし。

第一水源地(東部) 元循誘尋常小学校敷地内、東田代町字枳馬場四一番地ノ一、外二筆四百五十坪五合

第二水源地(中央部) 赤松町元城内、酒造研究所跡地

第三水源地(西部) 元日新尋常小学校敷地全部、長瀬町三百三十一番地のイ、外三筆八百〇八坪

斯くて大正三年六月三日、水道委員の選挙を了したれば、翌四日委員一同予定地の实地調査を為したる結果、第三水源地は余り墓地に接近し居るを以て、長瀬町谷口清八所有地と交換する事とし、再三交渉の末同月十七日、左の如く無条件交換することに決した。

市の提供地 旧日新尋常小学校地、八百八坪

谷口清八提供地 長瀬町百一番地より百四番地まで四筆計五百四十五坪六合一勺、元日新尋常小学校東

南の角百六十四坪、合計七百三坪六合一勺

そして七月二日の市会に於て、第三水源地を長瀬町百一番地より、百四番地に至る五百四十五坪六合一勺に変更の件を提出し、採決の結果変更案通り可決したれば、野口市長は九月十四日右変更許可稟請書を、内

務大臣大隈重信に提出し十月三十日之が許可を得た。

第二水源用地は、初め赤松町城内の元酒造研究所跡に選定したるも、大正四年一月八日の市会に城内二十七番ノ六佐賀中学校裏に変更するの議案を提出し、大多数を以て原案を可決し、翌九日水道工事設計及び第二水源地の位置変更認可を申請し、同二月十八日認可を得た。

然るに第二水源地の源水は、大阪衛生試験所の試験の結果、水質不良で飲料に適せざること判明したので、更に其位置を変更するの必要を生じ、同年(大正四年)六月十九日の市会に於て、勸興尋常小学校々地の一部たる、佐賀郡神野村(後に市に合併)大字神野二本松七百二番地に変更の件を市会で可決し、七月十五日その変更稟請書を提出し、其間書類の往復等もありて大正五年十月十六日、変更の認可指令に接した。

## 第四章 工 事

### 第一節 各水源池工事

水源地の鑿井工事は西部より掘鑿する事とし、次で東部、中央部の水源地に及ぼす順序となつていたので、此の記事も亦其の順に従つて記することとする。

**第三水源池(西部)** 大正三年十月三十一日、大正天皇の天長節祝日の佳晨をトし、起工式を行ひ先づ第一着に鑿井工事に着手し、深さ六百二十二尺五を鑿井して十一月十日竣成し、同月二十六日水量検査器を装置し試験を行ふたが、設計通り一日の湧出量五万立方尺に達し、唧筒廻転数二百三十二の成績を挙げた、翌

## 第一水源池工事

年(大正四年)三月四日工営所を開始し、同四月配水池工事に着手、十月竣成、十一月器械室を建築して翌五年一月竣成、四月連絡管工事に着手、同五月竣成したるを以て、同月器械据付けを了し、同八月より配水池に貯水し、七月十日試験的通水を開始した、斯くて翌六年四月七日量水器レコード装置を為し、同八年五月濾過機据付けに着手し、九月完成し濾過作業の開始を見るに至り、十一年揚水能力向上の爲め取水唧筒をタービン唧筒に取替へた。

**第一水源池(東部)** 元循誘小学校敷地内四百五十坪五合を以て其用地に充て、大正三年十二月十九日第一水源池に次で掘鑿に着手し、深さ七百六十五尺を掘鑿し、翌四年一月六日竣成し同月十一日源井唧筒を使用した、そして同二十一日請負者側より第一、第二水源池鑿井上部コンクリート工事、市直営の件を出願したので、同二十七日之を許可し、四年五月配水池工事に着手し、十月連絡管布設並に器械室の建築に着手し、十一月配水池竣成、翌五年一月器械室工事を終り、三月諸器械の据付けを為し、連絡管布設工事も終りたれば同月十七日唧筒の試運転を為し、同二十日より電氣動力機及び取水、送水各唧筒の運転を開始し、試験的通水を行ひ、又屢々消火栓の放水試験を為して、孰れも予定の計画通り良好なる成績を収めたるを以て、先づ第一水源池より給水を開始し、大正五年四月二十二日水道工事竣工前給水開始の認可を稟請し、同年七月十三日認可を得て、九月一日より給水を開始した。

斯くて翌六年四月九日、量水器レコード装置を完備し、八年一月英国に注文せる濾過機到着したので、二月先づ第一水源池より据付けに着手し、六月完了して茲に始めて濾過水の供給を行ふに至り、同十年取水能力

増進の爲め、取水唧筒をタービン唧筒に取替へた。

## 第二水源地工事

**第二水源地**(中央部) 三たび水源地を變更して、佐賀郡神野村大字神野二本松七百二番地(勸興小学校前)に決定し、大正五年八月二十日認可を得た、源井掘鑿四百十三尺に及んで之を止め、同月二十六日竣成した、同年十二月より配水池工事に着手、五年三月竣成、同年一月器械室を建築、三月成就したれば五月十九日器械の据付を終り、連絡管布設工事は同二月十四日より五月二十日まで完了し、同日より配水池の貯水を初め、六月二十日通水を開始した、而して六年四月十一日量水器レコードを装置し、同八年濾過機到着せるが其後の水量關係等より考慮して、其の据付を見合せ、完全なる假設濾過方法を施行した。

然るに大正十一年に至り、湧水量著しく減少せるより、遂に廢止の已むなきこととなつたが、大正十五年陸軍特別大演習の佐賀平野に挙行せらるゝに當り、同年八月頃、新井戸を現井戸の西方十間ばかりの位置に開鑿して、第二水源を活かし以て今日に至る、第二水源の用地は七百五十一坪を數へている。

## 第二節 鐵 管 布 設

大正三年四月水道鉄管の購入準備を為せるが、其の當時は歐洲戰爭勃発、鉄類の騰貴甚だしく、其後稍々下落沈滞の状となつたので、此の機に契約するを得策とし、翌四年一月六日谷口鉄工所、大阪鉄工所、久保田鉄工所、川崎造船所、水橋義之助、深川鉄工所等に対し、指名入札を行はしめ第一回、第二回とも予定額を超過せる爲め之を取消し、最低額の入札者谷口鉄工所に対して再三交渉し、再提出の見積金拾二万六千七百七

## 設計変更と拡張 工事

### 元神野村に給水

拾円と、市の予定額拾二万二千九百九十八円四十銭三厘（毫噸七十一円）との差額三千七百円余の三分の一減として契約した。

斯くて五月十二日高木町西部より鉄管布設に着手したが、翌六年二月二十一日水道工事一部設計変更並に改良拡張工事施行の認可を稟請し、七年一月廿三日認可を得て、赤松町佐賀県会議事堂側、水ヶ江町佐賀工業学校（當時水ヶ江町に在）、米屋町第二水源地側、東田代町妙見小路、同江湖端、本庄町宮ノ丁、白山町勢屯等に二吋乃至六吋の鐵管を布設し、九年十一月與賀町精小路より赤松町中周路に至る鉄管布設拡張工事を竣成して、市外の佐賀高等学校（今の佐賀大学）にも給水することとなつた。

越えて大正十一年十月一日、佐賀郡元神野村を合併の結果、同地に給水の必要を認め市会の決議を経て大財、神野、上多布施の三町に鉄管布設の計画を立て、尙ほ佐賀、刑務所が、元城内より神野町へ移転したので同所に給水すべく、大正十二年十月二十九日長瀬町より同所に通ずる配水管布設に着手し同年十一月十四日終了、同十九日より給水を開始した、是に於て昭和十四年末の鉄管埋設総延長は、五万七千七百二十四米（メートル）となつたのである。

### 第三節 給水と通水式

水道工事の竣成期は大正六年三月であるが、既に第一、第二、第三水源地の掘鑿工事も終了し給水上を支障なき為め、大正五年四月二十二日、一部の給水認可を内務大臣に稟請し、同七月十三日認可を得たので、九

給水を初む

## 濾過機到着

月一日より一部給水を開始し、更に同八月二十二日全部の給水認可を稟請し十一月六日認可を得て全部の給水を為すに至つた。

而して各水源地に据付くべき、英国キャンデー式濾過機は、予て英国倫敦のキャンデー会社に注文されたが、該濾過機の製造には英国政府の許可を要するを以て、同政府へ交渉方を野口市長より、後藤内相宛に稟請し、内相より更に外相に、そして在英國珍田大使(捨)に訓電せらるゝなど、頗る手数を要して漸く大正八年一月、濾過機到着したので之を二月第一水源地に据付け六月完了し、次で同五月第三水源地に据付け九月完了した、尙ほ第二水源地の分も到着せるも、水量の關係上之が据付を見合はせ、完全なる仮設濾過方法を施すこととなつた。

## 通水式

大正五年十一月六日全部の給水を認可されたるを以て、同月二十五日午前十時より水道通水式を市公会堂、及び閑叟公銅像園に於て挙行された、案内状は内務大臣以下あらゆる階級を網羅し千三百二十通に及んだ、式場公会堂正面には噴水仕掛けの大緑門を設け、前庭の演舞場を式壇に充て、閑叟公銅像園の入口には鉄管を以て祝賀門を構築し、銅像前の広場二百坪に新調の大天幕を張りて宴会場に充つる等万事の準備を整へた。

来賓は定刻より続々式場に押寄せ、出席者八百余名にして午前十時二十分開式、唳々たる国歌奏楽の後、野口市長式辞を朗読し次で嘉村助役の工事報告ありて、内務大臣(代理小橋)、石橋本県知事(岸本内務)、田口県会議長、下村市会議長、斎藤唐津町長、白井県立病院院長等の祝詞あり、諸隈市第一科長は大隈侯外數十通の祝電を披露し、野口市長の謝辞ありて閉式し、直に銅像園内の宴会場に入り、野口市長の挨拶にて開宴、小橋土木局長の発声に和し佐賀市の万歳を三唱して宴席に就き、園内の模擬店に入るなど充分の歓を盡し、一方場内

には水道吏員その他有志の假裝行列、角力、芸妓手踊、喜劇等の余興あり、夜に入りては野外活動写真の催しあり、園内一帶群衆に埋まり、非常の賑合を呈した、尙ほ県外来賓及び県内重なる来賓を同日午後五時より、市公会堂に招待して晚餐会を催した。

## 第五章 擴張工事

### 第一節 水源地擴張

#### 廢井復活

#### 横尾技師の苦辛

赤松町の旧第二源井は、湧出水量豊富にして他の源井を遙かに凌駕せるも、一種の臭氣ありて飲料に適せず遂に廢井し、現在の第二源井を掘鑿したが、現在の源井は其後漸次湧水量を減退し、此の状態を持續せば早晚之亦廢井運命となる有様で、而も市民の需用は益々旺盛なる際、彼の水量豊富なる赤松町の廢井を空しく死蔵するを遺憾とし、之が復活利用に研究を累ねたる結果、水道課長である技師横尾弘貞は、急速濾過に依て飲料不適の主因なる各種の有機物除去の方法を案出し、其の原水並に急速濾過水に就て、本県衛生課の厳密なる水質試験を請ひ、衛生上飲料水として差支へなしとの分析成績を得たるを以て、大正八年十月二十日右廢井復活利用の認可を、野口市長より稟請した。

文書を往復して認可

其後内務省との間に屢々文書の往復ありて、翌九年八月二十七日認可あり、同時に本県庁を通して右水質に就ては、將來の設備実施に際して相当改善の方法を講せらるべく、追て給水の際は水質試験の結果を、内

務大臣に報告ある様との通牒があつた。

是に於て同年九月二十四日、旧第二水源地利用増設工事費予算十八万七千円を市会で可決し、内務省に稟請して大正十年三月三十一日認可されたが、其の認可に就ては別紙の略図(省略)に倣ひ、構造を訂正する事、外三ヶ条、内務省の意を受けた県の通牒があつた、ソコダ県の通牒に基き拡張工事設計一部の更正を為し、十年十一月八日認可を得た。

斯くて大正十一年六月三十日、水源地拡張工事落成を告げ、之にて予定の水道工事は茲に竣成を見たので、同年七月十四日日本県知事に対し、工事落成届を提出して同水源地の給水を開始すること、なつた。

## 第二節 第四水源地落成式

### 第四水源地通水式

赤松町旧城内の廃井復活工事終了して給水を見るに至り、之を第四水源地と云ふ(用地七百一十一坪)之にて本水水道事業の完成を告げたが、其の通水式は大正十一年十月二十五日午前十時より、旧城内の第四水源地に於て挙行された。

此の日雨天にして水曜日になり、「水」に縁ありて意義ある日とされた、来賓には富永本県知事、外、地方官民、二百余名にして煙火三発を合図に開式、野口市長の開式の挨拶ありて、技師横尾水道課長の工事報告、富永本県知事、橋爪市会議長の祝辞ありて閉式、宴会に移り、宴酣なる頃、生駒佐賀高等学校長の発声にて、野口市長及び佐賀市の万歳を三唱し、午前十一時半散会した、尙ほ同夜重なる来賓を楊柳亭に招待して晚餐会

## 工事概要

を開いた。

此日水道課長横尾弘貞が、報告した工事の概要を記せば、左の如きものがある。

本水源池源井は、深度八百八十尺、大正四年三月掘鑿を終へしも水質不良にして當時廢井の止むなきに至りしも大正六年以來、之が改善研究に着手し、去る大正八年十月に至り漸く惡臭除去の法を案出し、主務省の認可を得て大正九年九月廢井を復活し、翌十年七月本工事を起した（中略）水塔は鐵筋コンクリート入りにして、瀧の高さ廿二尺、表面に數個の凸所を設け、飛沫により水分中に含有する、瓦斯その他の臭氣を大氣中に發散し、酸化作用を起さしめ瀧壺内にて之れを除去し、尙ほ濾過機を通過し、鐵その他の不純物を淨化し配水池に導く（中略）此の總工費金拾六万六千五百拾七円を要した。

とて其内訳等をも記し工事に就ても尙ほ詳細なるものがあるが之を省略する。

### 第三節 給水現狀

本市の水道水源用地は、其後多少更正變更されたもの、如く、現在の用地は左の通りである、蓋し用地の狭少にして事足るは、鑿井式水道の利益にして本市水道の各水源地を合したる総面積は、二千八百四十一坪一合一勺にして、之を各水源地別に見れば。

第一水源池用地（東田代町）	四百五十坪五合
第二水源池用地（米屋町裏）	七百五十一坪
第三水源池用地（長瀬町）	五百四十五坪六合一勺
第四水源池用地（舊城内）	千〇九十四坪

となつて居る、而して其の給水狀況について記すれば、大正五年九月一日初て一部の給水認可を得た時は

一千六百五十戸に給水していたが、愈々全部の給水を認可された後の、同年末における給水戸数は二千三百四十三戸に達し、爾来年々給水戸数を増し左の如くなるに至つた。

年次	給水戸数	増加
大正五年	二、三四三戸	………戸
同六年	二、八二八	四八五
同八年	三、四五一	六二三
同 一〇年	四、三一一	八六二
同 一四年	五、二五〇	九三七
昭和 一〇年	六、〇九七	八四七
同 一四年	六、七六〇	六六三

即ち市制施行五十年目の昭和十四年末には、六千七百六十戸となり、之を大正五年の初めて水道を布設せし年のソレに比ぶれば、実に四千四百十七戸の給水戸数増加を示している、今之を各種別に示せば。

種別	給水戸数	種別	給水戸数
放任専用	一五戸	計量器	五、二九一戸
官公衛学校	九二	湯屋	七
工場	一四	慈善事業	六
公設共用	七二四	私設共用	六一一
計	六、七六〇		

而して昭和十四年中の使用水量は、総計九十一万三千六百九十七立方<sup>メートル</sup>七（五百六万一千六百六十四石五

斗)にして、各月の使用水を見れば左の通りである。

月別	使用量	枳目換算	月別	使用量	枳目換算
一月	立方米 容、三〇、六	三九、七四、五	二月	容、四〇、二	三七、四〇、一
三月	容、九〇、五	三九、四、一	四月	容、七四、四	三三、一七、〇
五月	容、九七、七	四二、二二、九	六月	容、九三、八	四九、七九、六
七月	容、七三、〇	四三、二五、四	八月	容、九七、四	四一、八三、二
九月	容、二六、六	四三、四七、七	十月	容、三六、一	四八、九四、三
十一月	容、一〇、九	四六、三三、九	十二月	容、五八、一	三六、五二、八
合計	九三、六七、七	三、〇六、一六、四、五			

尙ほ本市水道には一朝有時の爲め、消火栓三百四十七個を設けて市内の要所に配置し、その平時の水圧は五十呎とし、火災等の時には百五十呎の水圧を有せしめてある。

## 第十四編 言論機關

### 第一章 新聞

#### 第一節 日刊新聞

佐賀市に於ける言論機關としては、市制施行前から既に佐賀新聞、肥筑日報の二ツありて社説に、雑報に、